

規制業種等

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する業種
- 2 消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業のうち、消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）に規定する消費者をいう。）への金銭の貸付けを行うものをいう。）に該当する業種
- 3 公営競技、公営くじその他のギャンブル（金銭や品物などの財物を賭けて偶然性の要素が含まれる勝負を行い、その勝負の結果によって賭けた財物のやりとりをおこなう行為）に係る業種
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続又は更生手続の開始の決定を受けた者
- 5 広告等を掲載等する日前 6 月以内に県の指名停止措置を受けた事業者又は指名停止措置を受けている事業者
- 6 たばこに関するもの
- 7 前各項に掲げるもののほか公園資産等の性質により広告等を掲載する業種又は業者として適当でないものとして公園長が認めるもの

規制広告等

- 1 製造、販売、売買、譲渡、貯蔵、所持、貸与、使用その他の行為が法令で禁止されている物件又は役務に関するものであって、当該禁止された行為を伴う物件又は役務の提供に係るもの
- 2 前項に掲げる行為について、行政庁の許可その他の手続が必要な物件又は役務の提供であって、当該行政庁の許可その他の手続を経ずに提供するもの
- 3 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- 4 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- 5 政治性又は宗教性があるもの
- 6 個人の名刺広告
- 7 人権侵害、差別又は名誉き損
- 8 ひぼう、中傷又は排斥
- 9 性的感情の刺激、犯罪の誘発、暴力性又は残虐性の助長その他青少年の健全な育成を阻害する要素を含むもの
- 10 不当な比較広告
- 11 政治団体による政治活動を目的とし、又は助長するもの
- 12 宗教団体による布教推進を目的とし、又は助長するもの
- 13 第三者の著作権その他の権利又はプライバシーを侵害するもの
- 14 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、又は不安を与えるもの
- 15 消費者保護の観点から掲載等しないことが適当であるもの
- 16 教育的配慮が必要なもの
- 17 社会問題その他について主義主張にあたるもの
- 18 社会批判を招くおそれのあるもの
- 19 求人広告に該当するもの
- 20 広告の内容を公園が推奨するかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- 21 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- 22 広告主の広告でないもの
- 23 広告内容及びデザイン等が次のいずれかに該当するもの
 - (1) 内容が閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
例) コントラスト(明度差)の強い画像、GIFアニメーション等
 - (3) 実際には機能しないもの
例) 選択肢があるかのように誤解するプルダウンメニュー等
 - (4) 公園の情報と誤解するおそれのある表現
例) 「公園情報はこちら」、「公園ロゴ等と類似デザインの使用」等
 - (5) 配色又はデザイン等の公園ホームページとの調和を著しく欠くもの
- 24 前各項に掲げるもののほか公園資産等の性質により広告等を掲載しないことが適当であるものとして公園長が認めるもの